**介護保険負担限度額認定申請のご案内**

介護保険施設のサービスを利用する方の「食費」や「居住費（滞在費）」は、施設と利用者との契約によって決まりますが、一定の要件に該当する方については、利用者負担が軽減される制度があります。軽減を受けるには「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

**１　対象となるサービス**

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設

・介護療養型医療施設　　　　　　　　　 ・介護医療院

・短期入所生活介護（ショートステイ）　　 ・短期入所療養介護（ショートステイ）

**２　対象となる方　【所得要件】と【資産要件】の両方を満たす方**

【**所得要件**】 次のいずれかに該当する方

■生活保護受給者

■世帯全員（別世帯の配偶者、内縁関係者を含む）が市町村民税非課税

【**資産要件**】 預貯金額等が次の金額以下の方（生活保護受給者を除く）

■年金収入等80．9万円以下　　　　　：単身650万円、夫婦1,650万円

■年金収入等80．9万超 120万円以下：単身550万円、夫婦1,550万円

■年金収入等120万円超　　　　　　　：単身500万円、夫婦1,500万円

上記の金額以上の預貯金がある方で、負債(借入金、住宅ローン等)がある場合には

負債を差し引いた金額で判定します。

佐呂間町では資産要件の判定のために、遠軽信用金庫・ゆうちょ銀行・佐呂間町農

業協同組合に預貯金の照会を行います。

**３　申請手続等**

令和７年度より年金収入等の基準額が変更されます。

令和６年度まで８０万円以下　⇒　新）８０．９万円

※申請書は８０万円以下の記載ですが、判定は８０．９万円以下で判定されます。

**(1)** **提出書類**

　　① 負担限度額認定申請書

　　② 同意書（押印が必要）

　　③ 施設入所をされていない方は本人・配偶者の「預貯金額」等が確認できる通帳などの書類の写し全部

　　※ 預貯金等が確認できる書類の一覧が裏面に記載していますので、ご確認ください。

※　施設入所されている方は今年度より提出の必要はありません。資産に大きく変

更があった場合はお知らせください。

**(2) 提 出 先**　　保健福祉課介護保険係または支所・出張所窓口

※郵送の場合は「保健福祉課介護保険係宛」に送付

**(3) 結果通知**　（結果まで１ヶ月程度かかります）

要件に該当する方には「介護保険負担限度額認定証」を同封しますので、必ず利用する施設または担当ケアマネージャーに提示してください。

**(4) 認定有効期間**

当年の８月１日から翌年の７月31日までとなります。

（有効期間終了後も引続き認定を希望される場合は、更新申請が必要）

**４　預貯金等が確認できる書類**（ウェブサイトの写しも可）

|  |  |
| --- | --- |
| 預貯金等に含まれるもの | 必要な書類 |
| 預貯金（普通・定期） | 通帳の写し  （インターネットバンクは口座残高ページの写し） |
| 有価証券（株式・国債・地方債・社債など） | 証券会社や銀行の口座残高の写し |
| 金・銀（積立購入を含む）など、  購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し |
| 現金（タンス預金など） | 自己申告 |
| 負債（住宅ローン等）  ※預貯金等から控除されます | 借用書等の写し |
| 【対象外の資産】  生命保険、自動車、貴金属（時価の把握が困難なもの）、絵画、骨董品、家財など | |

**５　利用者負担段階と負担限度額(日額)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **負担段階** | **対象者** | **居住費（滞在費）日額** | | **食費**  **（日額）** |
| **第１段階** | ・生活保護受給者  ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されている方 | 多床室 | 0円 | 300円 |
| 従来型個室 | 320円  　※1 (490円) |
| ユニット型  個室的多床室 | 490円 |
| ユニット型個室 | 820円 |
| **第2段階** | ・市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額、合計所得金額、非課税年金収入額の合計が80．9万円以下の方 | 多床室 | 370円 | 390 円  ※2　(600円) |
| 従来型個室 | 420円  ※1 (490円) |
| ユニット型  個室的多床室 | 490円 |
| ユニット型個室 | 820円 |
| **第3段階①** | ・市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額、合計所得金額、非課税年金収入額の合計が80．9万円を超え120万円以下の方。 | 多床室 | 370円 | 650円  ※2　(1,000円) |
| 従来型個室 | 820円  ※1　(1,310円) |
| ユニット型  個室的多床室 | 1,310円 |
| ユニット型個室 | 1,310円 |
| **第3段階②** | ・市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額、合計所得金額、非課税年金収入額の合計が120万円を超える方。 | 多床室 | 370円 | 1,360円  ※2　(1300円) |
| 従来型個室 | 820円  ※1　(1,310円) |
| ユニット型  個室的多床室 | 1,310円 |
| ユニット型個室 | 1,310円 |
| **第4段階** | ・上記以外の方 | 負担限度額なし | | |

※１　介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所療養介護を利用した場合

※２　ショートステイを利用した場合